

令和6年門審第40号

裁 決

作業船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和5年9月20日06時45分

福岡県玄界島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 作業船A

モーターボートB

総 ト ン 数 17トン

1トン

登 録 長	19.00メートル	6.73メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	電気点火機関
出 力	573キロワット	66キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その右舷側にGPSプロッター及び機関操縦レバー、左舷側にレーダーをそれぞれ備えたFRP製作業船で、a受審人が1人で乗り組み、作業員3人を乗せ、廃棄物運搬の目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和5年9月20日05時50分福岡県小呂島漁港を発し、同県唐泊漁港に向かった。

a受審人は、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、ノースアップ表示0.75海里レンジとしたレーダー及び同表示3海里レンジとしたGPSプロッターをそれぞれ作動させ、06時31分玄界島灯台から309度（真方位、以下同じ。）5.1海里的地点で、針路を152度に定め、18.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

06時42分a受審人は、玄界島灯台から275度2.4海里的の地点に達したとき、正船首1,670メートルのところに、Bを視認することができ、同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、左舷前方の大机島付近を眺めることに気を奪われ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けずに続航し、06時45分玄界島灯台から254度2.0海里的の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その右舷船首部がBの右舷船首部に、前方から17度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力１の南西風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Ｂは、船体中央やや船尾寄りに操縦区画を配し、同区画前部中央に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、左舷側に魚群探知機一体型のＧＰＳプロッターをそれぞれ備えたＦＲＰ製モーターボートで、
b受審人が１人で乗り組み、釣りの目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首０．２メートル船尾０．８メートルの喫水をもって、同日０６時１５分福岡県志賀島漁港を発し、玄界島北東方沖合約３海里の釣り場に向かった。

b受審人は、釣り場に到着して釣りを開始したものの、期待した釣果が得られなかったことから、玄界島西方沖合約１海里の釣り場に移動し、０６時３７分衝突地点付近で、船首を北西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

b受審人は、漂泊開始後、程なくして便意を催し、釣りを再開する前に用を足すこととして、操縦区画の船首側で、用意したバケツに下を向いた姿勢で腰を掛けた。

０６時４２分b受審人は、衝突地点で、船首が３１５度を向いていたとき、右舷船首１７度１，６７０メートルのところに、Ａを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b受審人は、避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、０６時４５分少し前右舷船首至近にＡを認めたものの、どうすることもできず、Ｂは、船首が３１５度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船首部外板に擦過傷を生じ、Bは、右舷船首部外板に破口を生じ、のち廃船処理され、b受審人が後頭部打撲等を負った。

（航法の適用）

本件は、玄界島西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用される。

予防法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、本件は、予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

（原因及び受審人の行為）

本件衝突は、玄界島西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、玄界島西方沖合において、唐泊漁港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、左舷前方の大机島付近を眺めることに気を奪われ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行してBとの衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせ、b受審人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か

月停止する。

ｂ受審人は、玄界島西方沖合において、釣りを行いながら漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて同船との衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のｂ受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年3月12日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁